

政令第二百二十一号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第二項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。